

第9章 食 品 衛 生

食品の製造・加工技術、保存技術、流通システムの進歩、国際化に伴う食品輸入量の増加などにより、私たちの食生活は大変豊かなものになってきた。しかし、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による食中毒は年間を通じて発生しているだけでなく、近年は輸入食品への農薬等混入や食品表示偽装など食品の安全に対する信頼を揺るがす事件も多く発生している。さらに、平成23年の東北地方太平洋沖地震に端を発した原子力発電所の事故による食品の放射能汚染は、生産・流通・消費の各分野に多様な影響を及ぼしており、問題の長期化に対する具体的な取組が求められている。

これらの多様な課題への対応として、平成24年度川崎市食品衛生監視指導計画(以下本章において「監視指導計画」という。)に基づき、一斉監視・緊急監視の実施、試験検査の強化、食品等事業者の自主管理推進のほか、食品衛生相談対応の充実など知識の普及・啓発等の各種事業を展開した。

§ 1 食品関係営業施設及び監視状況

食中毒等の健康危害を防止する観点から、監視指導計画に定める「重点監視施設」(社会福祉施設給食施設、大規模製造業等)の監視指導を強化した。

また、平成24年8月に白菜の浅漬を原因食品とし、死亡者を伴う広域食中毒事件が、北海道を中心に発生したことを受け、浅漬製造施設を対象とした緊急監視を実施したほか、生食用食肉・内臓肉を取扱う施設及び消費者に対して、監視指導及び注意喚起を実施し、食品の安全性確保に努めた。

表246 食品衛生監視員資格別配置 平成24年4月1日現在

	総 数	健康福祉局				保健所							
		総 数	健 康 安全室	市場食品 衛生検査所		総 数	川 崎	幸	中 原	高 津	宮 前	多 摩	麻 生
				北 部	南部分室								
総 数	課長	9	2	1	-	7	1	1	1	1	1	1	1
	係長	11	4	1	2	7	1	1	1	1	1	1	1
	課員	43	12	5	4	31	9	3	5	4	3	3	4
獣医師	課長	6	1	-	1	5	1	-	1	-	1	1	1
	係長	5	2	-	1	3	-	1	1	1	-	-	-
	課員	28	9	5	3	19	7	1	2	2	3	2	2
薬剤師	課長	3	1	1	-	2	-	1	-	1	-	-	-
	係長	6	2	1	1	4	1	-	-	-	1	1	1
	課員	15	3	-	1	12	2	2	3	2	-	1	2
その他	課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	課員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 保健所の課長は兼務。係長は課長補佐を含む。係長、課員は代替職員を含め、食品衛生を主たる業務とする者のみ。

資料：健康安全部健康危機管理担当

表247 食品衛生監視

	許 可 を 要 す る 施 設 (注)				許可を要しない施設				
	総施設数	監視総数 (内、許可後)	内訳		総施設数	監視総数	内訳		
			食品衛生法 関係業種	県条例 関係業種			報告営業 (給食施設を除く)	給食施設	縁日祭礼及び配食ボ ランティア調理施設
平成22年度	19,077	19,947 (17,970)	19,914	33	8,218	8,911	7,121	1,484	306
23	18,905	18,579 (16,775)	18,547	32	8,419	7,825	6,350	1,441	34
24	18,765	18,459 (16,483)	18,433	26	8,756	8,504	7,041	1,416	47
川崎	6,112	3,709 (3,047)	3,700	9	2,159	1,331	1,087	234	10
幸	2,054	3,325 (3,098)	3,320	5	833	902	698	203	1
中原	3,427	3,727 (3,306)	3,724	3	1,567	1,481	1,218	263	-
高津	2,271	2,231 (2,057)	2,225	6	903	1,209	967	211	31
宮前	1,598	1,753 (1,638)	1,752	1	1,107	1,318	1,139	176	3
多摩	2,042	1,912 (1,663)	1,911	1	1,475	1,250	1,121	128	1
麻生	1,261	1,802 (1,674)	1,801	1	712	1,013	811	201	1

注) 食品衛生法及び魚介類行商等に関する条例関係業種の合算。神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例関係業種を除く。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例関係施設については別表にて計上。

資料：健康安全部健康危機管理担当